

佐世保市監査委員公表第17号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年7月6日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 本 村 泰
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆



企画部 分

農林水産部 宇久家畜診療所 分

市民生活部 宇久地区コミュニティセンター 分

保健福祉部 宇久保健福祉センター 分

環境部 分

水道局 宇久営業所 分

教育委員会 (宇久学校給食センター、宇久小学校、宇久中学校) 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 企画部
政策経営課、地域政策課、地域交通課、文化国際課、I R推進室

3 監査の期間 令和5年4月7日（金）～令和5年6月29日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 佐世保市空き家等改修事業補助金において、内定者に対し、要綱第8条第1項で定める内容変更に係る手続きを行わずにそのまま交付決定を行っているものがあった。

(地域政策課)

- ② 佐世保市住宅新築・購入助成金ほかにおいて、佐世保市補助金等交付規則第19条で規定する別の定めなく、同規則第11条第1項の実績報告及び同規則第12条の確定通知を省略していた。

(地域政策課)

規則及び要綱等を再確認するとともに、規則等遵守の意識を徹底され、適正な事務処理が行われたい。

2. 財産管理事務

- ① 寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。

(文化国際課)

専決事項については、市長等の補助執行者として決裁を行うものであることから、規程を再確認し、適正な事務処理が行われたい。